

論文

## トラブルを起こす／トラブルになる

——1990年「府中青年の家同性愛者差別事件」と1991年から1997年の「府中青年の家裁判」を事例として——

藤谷 祐太\*

### 1 はじめに

1980年代後半から1990年代前半にかけて、日本の同性愛者をめぐる状況には大きな動きがあった。運動としては、同性愛者や売春婦に「ハイリスク・グループ」という無根拠なレッテルを貼り、感染者の保護よりも「ハイリスク・グループ」の取り締まりに重きをおいた法律、エイズ予防法に対する抗議が各方面からなされた。同性愛者の団体もその抗議の一端を担っていた。また、社会的には、「ゲイ・ブーム」と呼ばれた現象が起り、一般女性誌やドラマ、映画などに「ゲイ」が登場し、もてはやされた<sup>1</sup>。そうした時代状況を背景に、同性愛者の人権を争った日本で最初の裁判である「府中青年の家裁判」は起こった。

1990年2月、「動くゲイとレズビアンのか」（通称・アカー）<sup>2</sup>が東京都の施設「府中青年の家」で1泊2日の勉強会合宿をおこなった。その各利用団体が自己紹介をする「リーダー会」という場で、アカーが同性愛者の団体であると言ったところ、さまざまな嫌がらせを受けることとなる。そうした嫌がらせ行為に対し、アカーが青年の家側に相談したところ、青年の家側は適切な対処もせず、アカーの今後の利用を断ると言ってきた。これを不服としてアカーは教育庁に抗議などするものを受け入れてもらえず、利用不承認処分が正式に決定した。アカーは1991年2月に東京都を提訴し、1994年3月に一審で勝訴。1997年9月、控訴審でも勝訴し、二審判決が確定した。

本稿では、1990年に東京都立府中青年の家で起きたこの同性愛者差別事件とそれをめぐる都と運動体との交渉、および1991年から1997年の同事件をめぐる民事裁判を事例とする。この裁判を東京都は、一審では「性意識の向き合う者を青少年の利用する公共施設で同室に宿泊させてよいのか」という点で、二審では「青少年の健全育成をする施設である青年の家に同性愛者は泊まってよいのかどうか」という点で闘おうとした。一方、アカーは、一審では「異性愛者であれば別室宿泊が可能であるのに、同性愛者の場合は部屋数の都合で一切宿泊利用できなくなるというのは、同性愛者に対する差別である」と主張した。またアカーは二審では「同性愛者も市民であり、同性愛者と異性愛者はたんに性的指向が異なるだけでもはや精神医学においても対等な性的指向と見なされているのに、同性愛者を施設に泊めないというのはおかしい」と主張した。本稿の目的は、アカーと東京都双方において何が問題となったのかを判例から読み解くことによって、アカーが勝つことを目的として、それも法廷という極めて制約の強い場で、どのような主張を展開していった／せざるをえなかったのか、同性愛者に対する差別・偏見に対するクレーム申し立て活動がどのようなプロセスで行われたのかを明らかにすることである。そして、勝つために主張せざるをえなかった言説や主張を考察し、その限界と意義を指摘する。

なお、府中青年の家裁判について書かれた論文はいくつかあり、社会学においては、裁判が運動体にもたらした影響を考察したもの（風間 [1996]）、「公／私」の「区分け」に焦点化したもの（風間 [1999]）、カミングアウトの実践を考察したもの（風間 [2002]）などがあり、法学においては判決を解説したものなどがある。風間 [1996] は、裁判に関するアカー内部での取り組みを紹介しており、たいへん興味深い論文である。また、風間 [1999] は、「公／私」の「区分け」を三つ提示し——①「異性愛／同性愛」という「区分け」、②「法の内＝政治／法の外＝自然」という「区分け」、③「法の内＝都民の青少年／法の外＝同性愛者」という「区分け」——、「男女別室ルール」適用と関連した東京都の論理がいかに恣意的であるかを指摘している。しかし、これらの先行研究では、府中青年

キーワード：府中青年の家、同性愛、差別、裁判、クレーム申立活動

\* 立命館大学大学院先端総合学術研究科 2005年度入学 公共領域

の家裁判における双方の主張を緻密に分析し、同性愛者に対する差別・偏見に対するクレーム申し立て活動が「法廷」という場でいかにして行なわれたのかについてはあまり論じられていない。また、「府中青年の家裁判」の分析をとおして「裁判」という運動の困難さ、法廷における言説構築の限界を指摘するものはない。この「運動」の困難さ、限界を指摘することは、限界のある運動の必要性と、その限界を乗り越えるための運動を考える指針を提示する手助けをするだろう。この点に本稿の意義はある。

キツセとスペクターによると、社会問題とは、「何らかの想定された状態に関して苦情を述べ、クレームを申し立てる個人やグループの活動」であり、「社会問題の理論の中心的な課題は、クレーム申し立て活動とそれに反応する活動の出現と持続について説明することである」[Spector and Kitsuse, 1977=1992: 119]。したがって本稿の目的は、運動の是非、裁判の是非を問うことではない。

ジュディス・バトラーは、「トラブル」について、その言葉に付与される否定的な意味づけだけではなく、「やれることは、いかにうまくトラブルを起こすか」[Butler, 1990=1997: 7] であると指摘し、次のように述べる。

気がついたことは、トラブルというのは本質的に謎めいた事柄——たいていの場合、女の事柄と思われている謎に関連する問題——を、婉曲に表したものだということである。[Butler, 1990=1997: 8]

そしてその直後にバトラーは「欲望をもつ男の主体にとってトラブルがスキャンダルとなるのは、女という「対象」がどうしたわけかこちらのまなざしを見返したり、視線を逆転させたり、男の立場や権威に歯向かったりし、それによって女という「対象」が男の領域に突然侵入するとき、つまり予期しない行為体となるときである」[Butler, 1990=1997: 8]と述べる。これは「女」が「男」にとってのトラブルとなる状況についての言及だが、本稿で扱う同性愛者差別事件においても応用可能である。なぜなら、ゲイに対するホモフォビアは、「女のような男という存在」ないし「異性愛者である自分の男性性をアナルセックスによって剥奪してくる存在」としてゲイを位置づけ機能するという側面があり、したがってゲイに対するホモフォビアはミソジニーと深く関わっており<sup>3</sup>、バトラーのいう「女」を「男性同性愛者」と読み替えることができるからである。「同性愛者」は「異性愛者」がまなざす「対象」であり、「男の領域」から排除された存在でありつづけた。それに対して「同性愛者」が異議を申し立てたことは、「男」にとっての、また、異性愛を前提とした社会にとっての、トラブルなのである。

経過を調べるにあたって、この裁判を扱った論文<sup>4</sup>や資料<sup>5</sup>、週刊誌記事、『判例タイムズ』を参照した。週刊誌記事の収集にあたっては「大宅壮一文庫」の「雑誌記事索引」を利用した。具体的には1990年以降の年代で「同性愛」というキーワードを含む記事を検索し、タイトルが「府中青年の家事件」と関連のありそうな11本の記事を取り寄せた。

また、裁判以前の事件の経緯はアカーによって書かれた文書からの情報に拠っている。さらに私は裁判そのものを傍聴したわけではなく、裁判の経過についてはほとんど『判例タイムズ』を元に記述している。そのため、以下の二つのことをあらかじめ断っておきたい。一つ目は資料が限定されていること。二つ目は、たとえ判例がアカーにとっての「現実」と東京都にとっての「現実」を基に構成されたものであるとしても、判例自体が「裁判官」という第三者が介入し編集したものである以上、本稿で記述している原告／被告双方の主張は、双方にとっての「現実」をそのまま精確に記述できているわけではないということである。

## 2 府中青年の家差別事件について

ここではまず事件の経緯を記述したあと、アカーにとってのトラブルと施設側にとってのトラブルがどう違うのかを説明する。なお、事件の経緯を記述するにあたって、もっとも包括的に事件に関する事実が記されている『インパクション』第71号に掲載された動くゲイとレズビアン<sup>6</sup>の会 [1991] を参照した。

### 2-1 事件の経緯

1990年2月11日から12日にかけて、アカーは府中青年の家で一泊二日の合宿をおこなった。その合宿中、府中青

年の家の利用団体がそれぞれ団体紹介をして交流を深める場として設けられている「リーダー会」で、アカーは次のように自己紹介をする。

「私たちは同性愛者の団体であり、①同性愛に関する正しい知識と情報の提供をする、②同性愛者の相互協力を深める、③同性愛者の人権を考える、という活動をしています」という自己紹介を行ないました。[動くゲイとレズビアンのか（アカー）、1991：53]

リーダー会には他に、「山城サッカークラブ」から一名、「日本イエス・キリスト教団青年部」から二名、合唱クラブ「コール・アンダンテ」から二名、「府中青年の家」の職員一名が参加していた。このリーダー会のあと、数名のアカーのメンバーが他団体の利用者から、「ホモ」「おかま」と嘲笑される、浴室を覗かれる、といった嫌がらせをうける。

これに対してアカーは、青年の家に臨時のリーダー会を開き、話し合いの場を持つことを求めた。その際、田中洋寿事業係長（当時）との話し合いの結果、「リーダー会に出席したメンバーがどのようにアカーのことを伝えたのかを調べたうえで、他団体のリーダーとの話し合いに差別や嫌がらせを受けた当事者を出席させる」ということになった。

話し合いの席で、教団青年部が「女と寝るように男と寝るものはかならず殺されなければならない」とレビ記の一節を読み上げ、それに対してアカーのメンバーが発言をしようとしたところ、田中係長は「まだ発言をしようというのなら帰ってもらいますよ」と発言を遮った。アカーはその対応に抗議したが聞き入れてもらえなかった。そのあとで係長は「教団青年部」に対して「時間を無駄にしてすみませんでした」と謝罪していたという。このように、この話し合いの場は、アカーが望んだものとはほど遠いものであった。

アカーは合宿後、「府中青年の家」の瀬川渉所長（当時）に対して2月11日から12日にかけての事実経過と要求書をまとめ、所長との交渉を求めた。要求項目は、「①東京都の施設である『府中青年の家』で同性愛差別が起こったことについての見解、②田中係長の言動に対する謝罪、③同性愛者が都の施設を利用しづらい状況を改善するための施策を提示すること」の三点だった。またアカーは5月3日、4日に再び「府中青年の家」を合宿で利用するため、3月1日に利用予約を行なった。その際に前回のような嫌がらせや職員の不当な対応が起こらないためにも、「府中青年の家」所長との話し合いが必要であると考えた。

交渉は1990年3月24日、東京上野の文化会館で午後2時から4時まで行なわれた。要求書に対する瀬川所長の回答の中身は、「事例としてあげられているものは悪戯、嫌がらせの域をこえて差別事件とはおもえない。……中略……貴方がたの主張や行動が他の都民のコンセンサスを得られている内容とは思わないし、教育機関の末端機関の長として貴方がたの主張や行為を支持するわけにはいかない。他の青少年の健全育成にとって正しいとは言えない影響を与えることを是としなない立場にあるものとして、次回の利用はお断りしたい」というものだった。そして瀬川所長は、「『イミダス』等を見ると同性愛には、性的行為も含まれている。『青年の家』では男女同じ部屋に入れないうことになっているのに、同性愛の人が同じ部屋にいるということは余計な想像をさせるわけです。所以外でもそういうことはないんですか？」と述べた。

そして、4月11日、アカーは5月の利用の申込書を提出しに「府中青年の家」を訪れた。しかし、申込書は使用の承認、不承認以前の段階である「受理」すらされなかった。

このような経緯から、アカーは教育庁と交渉を始め、中川重徳弁護士に代理人として交渉に立ち会ってくれるように依頼した。1990年4月11日、中川弁護士に交渉の申し込みの電話をかけてもらい、今野康子課長（当時）が対応した。中川弁護士の「アカーの利用に関して教育庁としては、どこが問題だと考えているんですか」という質問に対して今野課長は「アカーはまじめな団体だっていってるけど、本当は何をしている団体かわかりませんよね」、「イミダスなんかをみると、アカーも何のために青年の家を利用するんだか疑わしいですよ」、「お風呂でいろいろあったっていうけど、そっちの方が何かそういう変なことをしていたんじゃないでしょうかね」、「同性愛者が一緒にいるっていうだけで、子供たちは悪い影響を受けますよ」などと述べた。

アカーは中川弁護士とともに、4月13日に東京都教育委員会に、従来どおり「府中青年の家」の使用を認める請願書を提出した。しかし、教育委員会における審議は、中川弁護士の意見を20分間聞いた後、傍聴を認めない形式で行なわれた。

そして都教育委員会は、1990年4月26日、アカーからの本件使用申込に対して、同性愛者による府中青年の家の使用は都青年の家条例8条1号（「秩序を乱すおそれがある」）及び2号（「管理上支障がある」）に該当するとして、不承認処分とした。

その理由となる都教育長のコメントは次のものである。

東京都教育委員会はこの団体の目的や活動について問題にしているのではないので一般的に公の施設の利用を拒むものではない。

施設にはそれぞれ設置目的があり、また使用上のルールがある。

青年の家は、「青少年の健全な育成を図る」目的で設置されている施設であることから、男女間の規律は厳格に守られるべきである。

この点から青年の家では、いかなる場合でも男女が同室で宿泊することを認めていない。このルールは異性愛に基づく性意識を前提としたものであるが、同性愛の場合異性愛者が異性に対して抱く感情・感覚が同性に向けられるのであるから異性愛の場合と同様、複数の同性愛者が同室に宿泊することを認めるわけにはいかない。浴室についても同様である。[動くゲイとレズビアン<sup>エイジェンシー</sup>の会（アカー）、1991：58]

このような「男女別室ルール」を盾に、東京都教育委員会は、アカーによる府中青年の家の利用を不承認としたのである。この事態に直面し、アカーは法廷で争うことを決めた。

## 2-2 アカーにとってのトラブル

アカーにとってのトラブルは、同宿利用の他団体メンバーからの揶揄や嘲笑に対して施設側が然るべき対応をとらず、後日、宿泊利用を拒絶されたことである。1990年3月24日の交渉では、「悪戯、嫌がらせの域をこえて差別事件とはおもえない」、「他の青少年の健全育成にとって正しいとは言えない影響を与えることを是としない立場にあるものとして、次回利用はお断りしたい」と、同性愛者は青少年に有害である、とされた。その背景には、瀬川所長の「『イミダス』等を見ると同性愛には、性的行為も含まれている。……中略……同性愛の人が同じ部屋にいるということは余計な想像をさせるわけです。所以外でもそういうことはないんですか？」という発言や、今野課長の「お風呂でいろいろあったっていうけど、そっちの方が何かそういう変なことをしていたんじゃないでしょうかねえ」という発言に顕著な、同性愛者を過剰に性的な存在として見なすまなざしがある。

『イミダス』を参照して同性愛者を「性的な存在」とするこうした見解について風間孝は、「おそらく社会の中で、とりわけ所長の中に培われた否定的な認識を、「学術」的権威が支えたという構造が見て取れる」[風間、1996：75]と述べている。

このように、青少年に悪影響を与える存在として「同性愛者」が定義づけられ宿泊利用を拒絶されたことが、アカーにとってのトラブルである。

## 2-3 施設側にとってのトラブル

青年の家側にとってのトラブルは、同性愛者が他団体から揶揄、嘲笑されたことではない。瀬川所長の「貴方がたの主張や行動が他の都民のコンセンサスを得られている内容とは思わない」という発言から明らかなのは、施設側にとってはそもそも「同性愛者の団体である」という自己紹介そのものがトラブルだということである。

さらに、施設側にとってのトラブルは、揶揄、嘲笑されたことに対して同性愛者が異議申し立てをしてきたことである。同性愛者が異性愛を前提とする社会に対して、1で引用したバトラーの「予期しない行為体<sup>エイジェンシー</sup>」となったことがトラブルなのだ<sup>6</sup>。

社会学者のミルズによると、「言語的に表現された動機は、個人に内在する何ものかの指標として用いられるので

はなく、状況に拘束された行為に対する動機の語彙のタイプを推論するための基盤として、用いられる」[Mills, 1963=1971:351]。すなわち、動機は行為者の内部にあって行為者を行為へと駆り立てる原動力ではなく、「人びとが自己および他者の行為を解釈し説明するために用いる「類型的なヴォキャブラリー」」なのである[井上, 1997:24]。さらにミルズが「ある状況におかれた行為者や他の成員にとって、動機は、ひとつの合言葉として、社会的・言語的行為にかんする問いへの、疑問の余地のない回答として役立つ」[Mills, 1963=1971:347]と述べているように、動機の語彙は行為を正当化し、トラブルを回避するために用いられる。

アカーの宿泊拒否を正当化するために施設側が表明した動機の語彙は、90年3月24日の瀬川所長によるものと、同年4月26日の都教育長によるもので異なっている。

瀬川所長による動機の語彙は、「他の青少年の健全育成にとって正しいとは言えない影響を与えることを是としない立場にあるものとして、次回の利用はお断りしたい」というものである。都教育長による動機の語彙は、「青年の家は、「青少年の健全な育成を図る」目的で設置されている施設であることから、男女間の規律は厳格に守られるべきである。／この点から青年の家では、いかなる場合でも男女が同室で宿泊することを認めていない。このルールは異性愛に基づく性意識を前提としたものであるが、同性愛の場合異性愛者が異性に対して抱く感情・感覚が同性に向けられるのであるから異性愛の場合と同様、複数の同性愛者が同室に宿泊することを認めるわけにはいかない」というものである。

瀬川所長が「青少年の健全育成にとって正しいとは言えない影響を与える」と、同性愛そのものを宿泊拒否の動機の語彙としているのに対して、都教育長は「男女間の規律」に焦点を当て、「異性愛の場合と同様、複数の同性愛者が同室に宿泊することを認めるわけにはいかない」と、同性愛そのものは問題とせず、異性愛者と同等に扱った結果であるという動機の語彙を表明している。

風間はこの動機の語彙の変化が裁判を意識した結果であるとして次のように述べる。

所長や課長の発言のときと、教育委員会の決定における拒絶の論理が大きく変化していく……中略……。東京都は、同性愛は青少年の健全育成にとって正しいとは言えない影響を与えるので利用を認められないという主張を薄め、男女別室ルールを根拠にした主張、性意識一般へと問題を再定義したのである。その理由として考えられるのは、弁護士が代理人となり、法的な観点からアカー側の主張が展開されるようになったことである。つまり、自らの主張を法的な側面からも問題とならない体裁をとらなければならなくなり、裁判をも意識して決定を下す必要が出てきたのである。[風間, 1996:75]

青年の家側は宿泊拒否の正当化のために、このような動機の語彙を用いてトラブルを回避しようとしている。しかし、この動機の語彙によっては、同性愛者の宿泊拒否は正当化できなかった。

### 3 1991年から1997年の「府中青年の家裁判」を事例として

ここでは、一審、二審それぞれで東京都側がどのような言説を使用して同性愛者の宿泊利用拒否を正当化しようとしているのか、またそれに対するアカー側の対抗言説、戦略はどのようなものだったのか、さらに裁判所はどのように判断しているのか、記述する。

#### 3-1 一審判決まで—1991年2月から1994年3月まで

アカーは先の利用不承認処分を不服として、1991年2月12日に東京都を提訴した。提訴は当初、前年の10月に予定されていた。なぜ1991年2月になったかということ、日本で初めての同性愛者の人権を争う裁判だったため判例がなく、また、情報収集や支援体制を整えるための時間、そして弁護士の同性愛にかんする理解を深めるための時間が必要だったからである。

アカーが訴えたのは、所長らの発言はアカーおよび個人にたいする名誉毀損であるという点、そして同じ都民であるにもかかわらず同性愛者団体が青年の家を利用できないのは平等原則に反するという二点だった。

一審において東京都は、「同性愛者」が問題なのではなく、「性的行為が行なわれる可能性」が問題なのだと主張した。したがって第一審の大きな争点は、同性愛者に対する「男女別室ルール」の適用が違法なものかどうか、という点であった。

### 3-1-1 「男女別室ルール」適用による宿泊利用の不承認の違法性

アカーは、異性愛者は、仮に男女同室での宿泊を不承認とされた場合でも、男女別々に分かれて宿泊することにより、青年の家に宿泊すること自体は可能であるのに、同性愛者は宿泊利用がまったく不可能になってしまうと主張し、同じ都民であるにもかかわらず同性愛者団体が青年の家を利用できないのは平等原則に反すると主張した<sup>7</sup>。

つまりアカーは、男女間の規律を守るために「男女別室ルール」があり、それは複数の同性愛者にも同様に適用される、とする東京都の主張に対して、その場合、同性愛者の宿泊利用がまったく不可能になり、平等原則に反する、と主張した。

これに対して東京都は次のように反論した。「男女別室ルール」を同性愛者へ適用することは、青年の家の設置目的に適っている。1990年当時の「同性愛」に関する辞書の定義などをみても、東京都教育委員会がアカーに下した不承認処分は、適法なものだ。都教育委員会も、このような状況下でかつ限られた時間内で、アカーの提出した資料を尊重したうえで、アカーの目的や活動についてはなんら問題とせず、ただ異性愛者の場合と同様に取り扱って同性愛者の同室宿泊や入浴を拒否し、本件不承認処分をしたものであって、都教育委員会は職務上尽くすべき注意義務を十分に尽くしたものであるというべきで、なんら故意過失もない<sup>8</sup>。

このように東京都は、同性愛者が問題なのではなく、同じように扱った結果として同性愛者が宿泊できないのは、青年の家の設置目的に適っているとして、また、「同性愛」に関する辞書の定義などを見ても適法であるとして、宿泊拒否を正当化しようとしている。また東京都は、「同性愛」や「アカーの目的や活動」が問題なのではないと、論点を「同性愛の問題」から「性意識の向き合うもの同士の問題」へとズラすような主張を展開している。

両者の主張をうけた裁判所の判断は、性的行為のなされる具体的可能性を認めた場合のみ、宿泊を拒否することができるとした。この点に関する裁判所の判断を要約すると、以下のようになる。

同性愛者の使用申込に対して不承認処分がなされた場合、同性愛者は青年の家に宿泊することはまったく不可能となる。他方、異性愛者は、仮に男女同室での宿泊を不承認とされた場合でも、男女別々に分かれて宿泊することにより、青年の家に宿泊すること自体は可能である。したがって、男女の場合に比べて余りに不利益であり、同性愛者が青年の家の利用権を奪われるに等しいものである。

そうすると、同性愛者の同室宿泊を拒否するためには、同性愛者が同室宿泊した場合に男女の場合と同様の性的行為に出る可能性があるというだけでは足りず、当該同性愛者においても性的行為に出るという具体的可能性がなければならないというべきである<sup>9</sup>。

さらに、判決では「同性愛、同性愛者について」という項目で、同性愛について次のように言及された。

同性愛は、人間が有する性的指向の一つであって、性的意識が同性に向かうものであり、異性愛とは、性的意識が異性に向かうものである。同性愛者とは、同性愛の性的指向を有する者のことであり、異性愛者とは、異性愛の性的指向を有する者のことである。[判例タイムズ、1994：169]

かつて、同性愛に関する心理学上の研究の大半は、同性愛が病理であるとの仮定に立ち、その原因を見出すことを目的としていたが、1875年以来、アメリカ心理学会では、同性愛に対する固定観念・偏見を取り除く努力が続けられてきた。……中略……また、国際的にも影響力のあるアメリカ精神医学会により作成される精神障害の分類と診断の手引き（DSM）においては、1973年12月、アメリカ精神医学会の理事会が同性愛自体は精神障害として扱わないと決議し、DSM-IIの第7刷以降「同性愛」という診断名は削除され、代わって「性的指向障害」という診断名が登場し、DSM-IIIにおいてはそれが「自我異和的同性愛」という診断名に修正された。…

…中略…しかし、この「自我異和的同性愛」という診断名も、…中略…1987年のDSM-Ⅲの改訂版DSM-Ⅲ-Rからは廃止された。…中略…このように、心理学、医学の面では、同性愛は病的なものであるとの従来の見方が近年大きく変化してきている。[判例タイムズ，1994：169]

判決ではこのように、同性愛に関する社会的状況についても言及され、近年、アメリカや日本においても、心理学、医学の面では、同性愛は病的なものであるとの従来の見方が大きく変化してきていること、そして『イミダス』平成二年版と平成六年版で「男性ホモの場合は強迫的で反復性のある肉体関係がつきまとい、対象を変えることが多い」という記述をなくし「同性愛も異性愛も、人間の性のあり方の一つと考えるのが妥当だろう」との記述を付け加えていることなどから、その従来の傾向が見直されてきていると述べた。さらに従来同性愛者が孤立した状況におかれがちであったという点にも言及し、同性愛者の立場を理解する意向が読み取れる。

### 3-2 二審判決まで——1994年4月から1997年9月まで

東京都は一審判決を不服として1994年4月12日に控訴した。第二審で東京都は、「同性愛者の同室宿泊は青少年に悪影響である」と主張しはじめた。「青年の家という青少年の健全育成を目的として設置された施設が性行為が行なわれる可能性を認めてよいのか」という東京都の一審の論旨は、二審では「青少年の健全育成を目的として設置された施設に同性愛者を泊めてよいのか」というものへと変化している。

#### 3-2-1 本件不承認処分の適法性について

東京都は、アカーに対する青年の家宿泊利用不承認処分の正当性を次のように主張する。

府中青年の家の利用にあたっては、都青年の家条例八条各号<sup>9)</sup>に該当すると都教育委員会が判断した場合、当該使用申込者は施設の利用ができないのであるが、同条に該当する事情があるかどうかは、それが諸般の事情を具体的に検討、考慮して判断すべき性質の事項であることからみて、決定権者である都教育委員会の裁量に属することは当然である。[判例タイムズ，1999：208]（脚注補足は引用者）

何が青少年の健全な育成に当たるかは、教育的配慮に基づく高度の専門的・技術的判断に服するのであるから、かような場合には決定権者の広範な裁量が認められ、都教育委員会の裁量権の限界を超え、その裁量行為に逸脱しない濫用がない限り、違法とはいえないというべきである。[判例タイムズ，1999：208]

複数の同性愛者を同室で宿泊させた場合にも、…中略…男女の場合と同様に、青年の家を利用する青少年に対して重大な混乱や摩擦を招き、青少年自身の性意識に多大の影響を及ぼす。また、行政が、性的行為が行われる可能性がある場を提供することは許されないというべきである。したがって、男女を同室に宿泊させることは、青年の家の設置目的に著しく反するというべきである。[判例タイムズ，1999：208]

平成2年当時の青年の家利用者のうち、最も性的成熟が未発達で、学習に対するレディネスが備わっていない小学生たちが同性愛者の同室宿泊を知れば、男女の同室宿泊以上に強い衝撃を受け、誤解あるいは理解不能な対象に対する過剰反応を起こす可能性を否定できないのである。

まさに、平成2年2月11日から12日にかけて、被控訴人（アカー）が府中青年の家を利用した際に、小学生がとった言動は、この意味に理解されるべきである。[判例タイムズ，1999：209]（括弧内補足は引用者）

東京都は、事件当日、小学生によって発せられた差別的言動は「同性愛者の同室宿泊を知り」、「男女の同室宿泊以上に強い衝撃を受け、誤解あるいは理解不能な対象に対する過剰反応を起こ」した結果であると主張した。このように、差別者たる小学生を被害者に、被差別者たる同性愛者を加害者に措定しており、この点でも「同性愛者は青少年に有害である」とするあからさまなまなざしが見てとれる。

これらの主張から、二審では東京都が「性意識が向き合うこと」ではなく、「同性愛者」を問題としたことがわか

る。すなわち、都は「青少年の健全育成を目的として設置された施設に同性愛者を泊めてよいのか」ということに焦点をあてて二審の主張を展開しているのである。

これに対してアカーは、次のように反論した。

(控訴人(東京都)の主張では)青年の家で現実に性行為が行われることなどあり得ないという被控訴人(アカー)の主張に対する具体的な反論や立証が全くされていない。また、仮に性行為を目撃する等の事態があった場合に青少年が受ける「悪影響」についても何ら具体的な主張や立証がされていない。

そして、控訴人(東京都)の主張の根底にあるものは、「同性愛者は他の青少年、特に年少の青少年に悪影響を与える」という偏見に他ならない。しかし、各種の実証的な研究や実践によると、同性愛者の存在は、異性愛者の青少年に対し、何らかの悪影響を与えるものではないことが明らかである。

控訴人は、「男女別室宿泊の原則」が「性的意識の向き合うもの同士を同室に宿泊させない」ことにより「性的行為」を防止するために設けられたものであると主張するが、右主張はにわかには信じがたいものである。なぜならば、そもそも男女別の部屋割り、むしろ社会のいろいろな場面において行われている多様な背景を有する社会習慣とでもいべき男女の区別に由来するものであるに過ぎないからである。……中略……男女を分けることは社会的に多々見られる現象であるが、こういった区別するやり方は古くから社会的に広く行われている一種の社会習慣なのであって、「性的行為の防止」という単一の根拠のみからはこの区別の役割を説明することは出来ない。「男女を分ける」という多様な背景を持つ一種の社会慣習を、「性意識が向き合うものを分ける」という単一的な原理をもって説明し、同性愛者にも機械的に類推適用したところに都教育委員会の誤りがある。[判例タイムズ, 1999: 210] (括弧内補足は引用者)

アカー側は、「同性愛有害論」が偏見にすぎないこと、そして「男女別室ルール」が「男女を分ける」という社会慣習のひとつであり、元々性行為に特化したものではないことを主張した。ここでアカーは都の「青少年の健全育成を目的として設置された施設に同性愛者を泊めてよいのか」という趣旨の主張に対して、同性愛者は青少年に対して有害なものではなく、精神医学においても異性愛と対等な性的指向と見なされている、と反論した。

裁判所の判断は次のとおりである。

元来は異性愛者を前提とした右原則(男女別室宿泊)を、同性愛者にも機械的に適用し、結果的にその宿泊利用を一切拒否する事態を招来することは、右原則が身体障害者の利用などの際、やむを得ない場合にはその例外を認めていることと比較しても、著しく不合理であって、同性愛者の利用権を不当に制限するものといわざるを得ない。[判例タイムズ, 1999: 213] (括弧内補足は引用者)

都教育委員会の本件不承認処分は、青年の家が青少年の教育施設であることを考慮しても、同性愛者の利用権を不当に制限し、結果的、実質的に不当な差別的取扱いをしたものであり、施設利用の承認不承認を判断する際に、その裁量権の範囲を逸脱したものであって、……中略……違法なものといべきである。[判例タイムズ, 1999: 214]

このように裁判所の判断は東京都の不承認処分の違法性を指摘している。

### 3-2-2 1990年における「同性愛」の判断材料について

東京都は、1990年当時には「同性愛」の正確な知識を得るのが困難だったとして、次のように述べた。

平成2年当時の我が国における同性愛者に関する知識を基準とすると、都教育委員会が同性愛に関する正しい知識を得ることは著しく困難であった。

……中略……辞書類での説明もまちまちであって、同性愛を否定的にとらえるものが多かった状況である。



そして、瀬川所長から協議を受けた都教育委員会においても、本件不承認処分をするまでの間は、約二ヶ月足らずであり、海外の文献、大学、研究機関の所持する文献、専門家からの意見の聴取などに基づく検討を行う時間的猶予は全くなかった。

このような状況で、同性愛者が青年の家を宿泊利用することが、小学生をはじめとする青年の家の他の利用者の健全育成に悪影響を及ぼすと判断したことはやむを得ないものであった。[判例タイムズ, 1999:209]

この東京都の主張は、「知らなかったのだからしかたがない。違法ではない」、「同性愛」に関する正確な知識を得られるような状況ではなかった、ということである。ここでは、辞書でさえ「同性愛を否定的にとらえるものが多かった」と、辞書の権威を支えにみずからを正当化しようとしている。

これに対し、アカーは次のように反論した。

地方自治法244条2項が、「正当な理由なくして利用を拒絶できない」と規定する以上、都教育委員会は、「正当な理由」がある場合に限って利用を拒絶することが許されるのであり、「正当な理由」があるか否か不明な場合には、利用を拒絶することは許されず、要件がないのに不承認処分をした以上、当然過失がある。また、平成2年当時は、同性愛を人間の正常な発達の一形態とする評価は世界的に確立されて久しい時期であり、日本の専門家においてもこの点は共通認識になっていた。これらに関する資料を入手することも……中略……可能であったはずである。そして、検討する時間も十分あった。[判例タイムズ, 1999:211]

アカーは地方自治法の宿泊拒否には「正当な理由」が必要である、という条項を盾に、「正当な理由」なくして宿泊拒否をした東京都の違法性を主張した。

裁判所の判断は次のとおりで、判決文の中では行政として求められる対応について次のように述べられている。

平成2年当時は、一般国民も行政当局も、同性愛ないし同性愛者については無関心であって、正確な知識もなかったものと考えられる。しかし、一般国民はともかくとして、都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たるものとして許されないことである。このことは、現在ではもちろん、平成2年当時においても同様である。[判例タイムズ, 1999:214]

東京都によるアカーの宿泊利用不承認処分を違法と判断した二審判決は、行政に求められる対応として、上のような画期的な判断を下した。東京都側の「同性愛について知らなかったのだから宿泊拒否は違法ではない」という主張はバッサリと切り捨てられた。

1997年9月16日、府中青年の家裁判の高裁判決でアカーが勝訴した。同年9月25日、都教育委員会が上告しないことを決定し、高裁判決が確定、1991年から続いた裁判に幕を下ろした。

## 4 考察

本節では、ここまで裁判の詳細を追って明らかになったことを整理し、考察しておく。

まず、2で論じたように、アカーにとってのトラブルと施設側にとってのトラブルがどのように異なっていたかを説明した。すなわち、アカーにとっては「宿泊利用を拒否されたこと」がトラブルだったが、施設側にとっては「同性愛者がクレームを申し立てたこと」「裁判を起こしたこと」がトラブルだったのである。しかし、このような、異性愛を前提とした施設側や異性愛社会の側にとってのトラブルを起こさないかぎり、同性愛者は私的領域に周縁化され、同性愛者に対する偏見や差別を可視化することはできない。東京都にとって「トラブル」は「動機の語彙」によって回避されるべきものであったのに対し、アカーにとって「トラブル」は回避するものではなかった。それ

は、バトラーが言うように「いかにうまくトラブルを起こすか [Butler, 1990=1997: 7]」という積極的な意味を持っている。

東京都は同性愛者の宿泊拒否を正当化するために、法廷の場でその動機を表明しなくてはならなかった。そして、一審では「男女が同室に宿泊できないというルールを同性愛者に適用した結果である」と主張し、二審では「同性愛者は青少年の健全育成を妨げる」と主張した。これらの動機の語彙は、ある時代のある社会、もしかしたら1980年代の日本であれば宿泊拒否を正当化できたものだったかもしれない。しかし、「府中青年の家裁判」では、これらの動機の語彙は同性愛者の宿泊拒否を正当化できなかった。ミルズによると、「動機は、歴史上の時期と社会構造の異なるにつれて、その内容と性格を変えるもの」である [Mills, 1963=1971: 355]。そうだとすれば、同性愛者の宿泊拒否を正当化するべく表明された動機の語彙が都の思惑通りに機能しなかったことは、同性愛者が公に差別・抑圧された時代はすでに過去のものとなり、社会構造も変わってきていること、これから変わっていくことを示唆している。

次に、アカーが裁判に勝つことを目的としてどのような主張を展開したか／せざるをえなかったか、また、裁判をとおして同性愛者に対する差別・偏見に対するクレーム申し立て活動がどのようなプロセスで行なわれたのかをみていく。

一審では、男女別室ルールを同性愛者にも類推適用する是非が争点となった。都は、「アカーの目的や活動についてはなんら問題とせず、ただ異性愛者の場合と同様に取り扱って同性愛者の同室宿泊や入浴を拒否し、本件不承認処分をしたものであって、……中略……都教育委員会は……中略……職務上尽くすべき注意義務を十分に尽くしたものである」というべきで、なんら故意過失もない [判例タイムズ, 1994: 168] と主張した。アカーは、異性愛者の場合は男女別室での宿泊が可能となるが、同性愛者の団体の場合、部屋数の問題もあり、宿泊利用が一切不可能になってしまうので、平等原則に反する、と主張した。

一審でのアカーは、都の「異性愛者と同等に扱った結果である」という、一見同性愛と異性愛を平等に扱ったかのような主張の「平等さ」のなかの不当性を明らかにしなくてはならなかった。これは、「平等さ」に潜むホモフォビアをいかにして表面化させるか、という作業である。

そのホモフォビアを表面化させるために、アカーは法廷で、異性愛者と同等に扱われた場合に同性愛者が被る不利益を提示したのである。法廷において、アカーはこのようにしてホモフォビアに対するクレーム申し立て活動を行なった。

また、二審で東京都は、「青少年の健全育成を目的として設置された施設に同性愛者を泊めてよいのか」と主張してきた。したがって二審の争点は、「同性愛者の同室宿泊は青少年にとって有害なのか」という点であった。したがってアカーは、同性愛が青少年にとって有害なものではないことを示さなくてはならなかった。アカーは、精神医学においても同性愛が正常な発達の一形態とされていたことを示し、同性愛有害論が偏見にすぎないと主張した。このように、二審ではアカーは、言ってしまうと当たり前のことを言わなくてはならなかった。

裁判は、それが相手との言説における闘いである以上、相手の主張に反論するかたちで主張せざるをえない場であり、したがってそこで言えることにはかなりの制約がある。しかも勝つための主張をせざるをえない。

また、法廷においては知っている人からしたら当たり前のことでもわざわざ言説化しなければならない。こうした作業も法廷におけるクレーム申し立て活動のプロセスである。つまり、アカー、東京都、裁判所という三つの異なる行為者によって法廷における言説は構築されていくため、判決で獲得できるものを目指して闘う必要がある。

そして、そのプロセスの果てに、一審判決における同性愛者についての言及や、二審判決での「行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かい配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たるものとして許されないことである」 [判例タイムズ, 1999: 214] という言及を獲得することができたのである。

## 5 むすびにかえて

アカーはこの裁判を「同性愛者」にこだわって展開していったが、平野広朗は「男女別室ルール」をジェンダーの問題として次のように指摘している。

この（都教育長の宿泊拒否についての）コメントは、男女が同室で宿泊すれば性行為が行なわれるだろう、男女の関係とはそういうものである、という推断を前提にしている。……中略……／もちろん、この推断は「男の性欲は抑えられない」「据膳食わぬは男の恥」などなどの、「男の性欲＝本能」神話の上に成り立っている。この強固な神話が打破されていない状況では、たしかに男女同室宿泊のとき、女性の側が一方的に不快な想いをすることが圧倒的に多いであろうことは、容易に想像できる。／しかし、悪いのは性行為・愛の行為そのものでもなく、男女同室宿泊そのものでもない。悪いのは「男の性欲は抑えられない」などと、無遠慮に男が性欲を発散することを許してきた性意識のあり方であり、それを当然のこととしてほくそ笑んできた「男」たちであり、そのような「男」を野放しにしてきた男優位社会なのである。[平野，1994：79-80]

平野はアカーの裁判を評価しているが、アカーに対しては他の運動体に所属するセクシュアル・マイノリティらによって、ジェンダーの視点が欠けている、という批判や、善良な市民として同性愛者を表象しすぎていて、善良な市民とはかけ離れた同性愛者を排除している、という批判などが非公式に、陰口のレベルで表明されているのを聞くことが多い。それは、裁判闘争でなされる「運動」ではできない。勝つことを目的とした法廷における言説構築ですべてを言うことはできない。しかし、一審の判決文では同性愛に関する記述を獲得し、また二審の判決文では、「少数者」へ求められる行政の対応という、同性愛者に限定されない「少数者」への言及を獲得したことは、非常に意義のあることだ。

同性愛者が裁判を起こしたことは、社会的に同性愛者の存在を示し、同性愛者に対する差別や偏見があることを表面化させ、可視化するための戦略だった。井田真木子『もうひとつの青春 同性愛者たち』[1997]の解説に「アカーの裁判を傍聴して——解説に代えて——」という文章を寄せている柄谷行人はそこで次のように述べている。

裁判は緩慢だが、はるかに効果がある。なぜなら、それは個々の糾弾とは違って形式的だからである。たとえば、日本で「セクハラ」問題がいったんに社会に浸透したのは、裁判の判決が出たあとであった。個人的な糾弾と謝罪がいくらか積み重ねられても、そのような力をもちえない。[柄谷，1997：384]（括弧内補足は引用者）

個人的な糾弾と謝罪が「そのような力」をもちえないことはないとは私は考えるが、このように柄谷は裁判の有効性を指摘する。実際に裁判の結審を待たずしてさまざまな効果もたらされている。たとえば同性愛に否定的な記述のある事典などの訂正がそれにあたる。具体的には平凡社の百科事典、TBSブリタニカ社の『ブリタニカ事典』そして小学館の『日本大百科全書』の記述が書き換えおよび訂正された<sup>11</sup>。1994年3月には大阪府青少年健全育成条例規則が改訂された。

92年4月1日より施行された大阪府青少年健全育成条例規則では、同性愛に基づく行為を露骨に表現する書籍が有害図書であるとされていました。この規則によれば、同性愛は変態性欲、近親相姦、乱交等と同等のものとされており、「同性愛」それ自体有害とみなす規定になっていました。この規則に対して大阪の同性愛者のグループは大阪府と数度にわたって質問状のやりとりをし、ついに94年3月24日にこの施行規則が改訂されました。[動くゲイとレズビアンのかい，1994：7]

事典の訂正はアカーの働きかけによるものだが、条例はアカー以外の運動体による尽力の結果である。

裁判は、柄谷が指摘するように「形式化」に耐えた活動であり、その「形式化」ゆえの限界があるのは当然である。その限界を陰口で指摘して批判したような気になっていても、何も変わらない。その限界をいかにして越えて

いくのか、ということを考える方がはるかに有益だろう。

「府中青年の家裁判」は同性愛者を裁判という公的領域に登場させ、また勝訴によって東京都の「同性愛者は青少年に有害である」という主張が誤りだと公的に認めさせた。同性愛者の人権は裁判で認められたのだ。

ただし、裁判で勝訴したからといって、同性愛者に対する差別や偏見、嘲笑やからかいがなくなったわけではなく、現在もなお存在している。2000年2月には、同性愛者のハッテン場<sup>12</sup>でもある夢の島緑道公園で同性愛者が襲撃され殺害されるという事件が起こった。こうした直接的な暴力が同性愛者に行使されることも後を絶たない。なお、この事件は殺人事件であったために大々的に報道されたが、殺人に至らない暴力はもっとたくさんあるだろうということは想像に難くない。

運動やコミュニティにおける「府中青年の家裁判」の位置づけについては、今後の課題としたい。同性愛者のコミュニティ内部にもさまざまな立場があり、アカーを批判する言説も少なくなかった。アカーに対する批判としては「大げさだ」「寝た子を起こすな」というものや、セクシュアリティに焦点化して「男女別室ルール」の類推適用に反論したアカーの戦術に対するジェンダーの側面からの批判など、さまざまである。

今後は、マスメディアを事例として、同性愛者の表象に関する分析も行なっていきたいと考えている。

## 注

1 ゲイブームについては、石田 [2007] に詳しい。

2 アカーの活動や簡単な歴史については以下のとおりである。

「同性愛者が抱えている悩みなどを、当事者どうしでつながりを持つことで克服し、自己を受容していくために、また、同性愛者のおかれている困難な状況に変化をもたらすために、1986年3月、アカーが設立されました。……中略……当会では、設立当初から同性愛とともに「エイズ」は、同性愛者の健康管理のテーマとして、また、自己受容やアイデンティティ形成に関わる重要なテーマと考え、活動の両輪として取り組みをつづけてきています。設立から15年をへた現在、全国に約350名の登録会員と、2,500名の登録支援者がおり、東京の事務所を中心に約50名がボランティアスタッフとして活動に従事し、レズビアン/ゲイのための電話相談・エイズ/STD情報ライン・法律相談などの各種専門相談、また、エイズの予防啓発イベントなどの社会サービス事業をはじめ、人権擁護、調査研究、政策提言、国際協力などの各分野の事業を総合的に展開しています。1999年12月には、エイズサービス事業体として、また、同性愛者の社会サービス事業体として、日本ではじめて、所轄庁から特定非営利活動法人（NPO法人）の認証を受けています」（アカーのホームページより抜粋 <http://www.occur.or.jp/about.html>）

3 セジウィックは「ホモフォビアの中でも、男性が他の男性に向けたホモフォビアはミソジニスティックであるし、おそらく汎通的にそうしたものである」[Sedgwick, 1985=2001:30] と指摘している。

4 風間 [1996, 1999, 2001, 2002, 2004]

5 動くゲイとレズビアンの会 [1991, 1993, 1994, 1996]

6 風間は、「同性愛を私的領域にとどめるべきであるという規範が存在する中で同性愛者であると公言することは、公/私の区分けの自明性にトラブルを生じさせる」[風間, 1999:361] と指摘している。

7 [判例タイムズ, 1994:166] を要約。

8 [判例タイムズ, 1994:168] を要約。

9 [判例タイムズ, 1994:177-178] を要約。

10 都青年の家条例八条は、秩序をみだすおそれがあると認めるとき（一号）、管理上支障があると認めるとき（二号）、委員会が必要と認めるとき（三号）には利用を不承認とすると定めている。

11 『毎日新聞』（1993年4月17日付朝刊）、『毎日新聞』（1993年10月5日付夕刊）

12 同性愛者が性的な接触を求めて集まる場所のこと。

## 参考文献

- Butler, Judith, 1990, *Gender Trouble*, Routledge (=1997, 竹村和子訳『ジェンダー・トラブル』青土社)  
 平野広朗, 1994, 『アンチ・ヘテロセクシズム』現代書館  
 井田真木子, 1991a, 「東京同性愛裁判 第1回」『女性セブン』1991年10月31日号, pp. 296-299, 小学館  
 井田真木子, 1991b, 「東京同性愛裁判 最終回」『女性セブン』1991年11月21日号, pp. 262-265, 小学館  
 井田真木子, 1994, 『同性愛者たち』文藝春秋

- 井田真木子, 1997, 『もうひとつの青春 同性愛者たち』文春文庫
- 井上俊, 1997, 「動機と物語」『現代社会の社会学』pp.19-46 岩波書店
- 石田仁, 2007, 「ゲイに共感する女性たち」『ユリイカ』第39巻7号(通巻536号), pp.47-55 青土社
- 柄谷行人, 1997, 「アカーの裁判を傍聴して——解説に代えて——」井田真木子『もうひとつの青春 同性愛者たち』pp.382-386, 文春文庫
- 風間孝, 1996, 「運動と調査の間——同性愛者運動への参与観察から」佐藤健二編『都市の解読力』pp.65-102, 勁草書房
- 風間孝, 1999, 「公的領域と私的領域という陥穽——府中成年の家裁判の分析」『解放社会学研究』13 pp.3-26
- 風間孝, 2001, 「同性愛／異性愛, その関係性の再構築——府中青年の家裁判を事例に」慶應義塾大学経済学部編『家族へのまなざしく市民的共生の経済学3』pp.123-145, 弘文堂
- 風間孝, 2002, 「カミングアウトのポリティクス」『社会学評論』第53巻3号(通巻211号) pp.348-364
- 風間孝, 2004, 「同性愛に「寛容」な文化と社会運動」大畑裕嗣・成元哲・道場親信・樋口直人編『社会運動の社会学』pp.231-233 有斐閣
- Mills, Charles Wright, 1963, *POWER, POLITICS AND PEOPLE*, Oxford University Press (=1971, 青井和夫・本間康平監訳『権力・政治・民衆』みすず書房)
- Sedgwick, Eve Kosofsky, 1985, *Between men: English literature and male homosocial desire*, Columbia University Press (=2001, 上原早苗, 亀澤美由紀訳『男同士の絆: イギリス文学とホモソーシャルな欲望』名古屋大学出版会)
- Spector, Malcolm and Kitsuse, John, 1977, *Constructing Social Problems*, Cumming Publishing Company (=1992, 村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太訳『社会問題の構築』マルジュ社)
- 動くゲイとレズビアン研究会(アカー), 1991, 「府中青年の家・同性愛者差別事件とは」『インパクション』第71号 pp.52-61, インパクト出版会
- 動くゲイとレズビアン研究会(アカー), 1993, 『ゲイ・ライツ臨時増刊号／特集: トム・アミアノー-同性愛, 教育, そして家族』
- 動くゲイとレズビアン研究会(アカー), 発行年月日不明, 『府中青年の家裁判・第1審 最終意見陳述全文 19931206』
- 動くゲイとレズビアン研究会(アカー), 1994, 『府中青年の家同性愛者人権裁判第2審第2回口頭弁論 意見陳述書』
- 動くゲイとレズビアン研究会(アカー), 1996, 『府中青年の家裁判 第1審判決資料』
- ヴァンセント, キース+河口和也+田崎英明, 1995, 「〈ゲイ・スタディ〉の可能性」『イマゴ』11月号 pp.22-43 青土社
- ヴァンセント, キース+河口和也+風間孝, 1997, 『ゲイ・スタディーズ』青土社
- 山本直英編, 1997, 『セクシュアル・ライツ——人類最後の人権』明石書店
- 『判例タイムズ』No.859(1994.12.15) pp.163-179
- 『判例タイムズ』No.986(1999.1.1) pp.206-215
- 『毎日新聞』1993年4月17日付 朝刊
- 『毎日新聞』1993年10月5日付 夕刊

## The Fuchu Youth Center Trial: A Homosexual Group Defeats the Tokyo Metropolitan Government in Court

FUJITANI Yuta

Abstract:

In this paper, I study an incident of discrimination against homosexuals by the Tokyo Metropolitan Fuchu Youth Center in 1990 and the resulting civil trial from 1991 to 1997. This event had its roots in the refusal of a room to the homosexual group 'Occur' by the Fuchu Youth Center on the grounds of the group members' homosexuality. This paper explores the process of making a claim of discrimination and prejudice about homosexuals in an extremely restrictive place like a court by considering what became of the incident from the standpoints of both Occur and the Tokyo Metropolitan Government.

I show how Occur's claim was carried out in two ways. First, the claim lifted the blanket of homophobia that lay behind Tokyo Metropolitan Government's argument. Second, it showed that the 'baleful homosexuals theory' was nothing more than prejudice. This is a matter of common knowledge, but in court Occur had to lay it out as a public argument, because a trial is a formalized event. Through these activities, Occur won the court fight.

Keywords: Fuchu Youth Center, homosexuals, discrimination, trial, claim-making activity